

デイサービスセンター 菜の花 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人秀仁会が開設するデイサービスセンター菜の花（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、並びに利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」（平成24年広島市条例第60号）又は「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター菜の花
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部四丁目21番11号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画及び介護予防通所計画又は1日型デイサービス計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 5名以上
介護職員は、通所介護計画及び1日型デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。
- (4) 看護職員 訪問看護ステーション菜の花と連携（業務委託契約書、覚書参照）
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、5月連休（5月3日から5日まで）、盆休み（8月13日から15日まで）及び正月休み（12月30日から1月3日まで）を除く。なお、日曜日、祝日との関連で変更の場合がある。
- (2) 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。ただし、営業時間外であってもサービスの提供を行う場合がある。
- (3) 事業のサービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分

（利用定員）

第6条 事業の利用定員は、次のとおりとする。

利用者 35名

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練（体操、運動療法、物理療法、作業療法）
- (4) 食事おやつ提供
- (5) 入浴介助
- (6) 送迎
- (7) 身体介護
- (8) 脳トレーニング
- (9) 製作活動
- (10) レクリエーション

(利用料等)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

3 前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（おやつ代を含む） 600円

(2) 前号に掲げる額のほか、事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区可部、可部南、可部町、三入、亀山、大林を基本とする。

(契約書の作成)

第10条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(衛生管理、感染症対策等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

第15条 事業者は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 事業所に勤務する職員が退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約で取り決める。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 定期的な研修を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(身体拘束の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（居宅介護サービス費、介護予防サービス費及び、第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。

3 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人秀仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

1. 平成18年 4月1日一部改定
2. 平成22年 3月1日一部改定
3. 平成24年 4月1日一部改定
4. 平成25年 9月1日一部改定
5. 平成26年 3月1日一部改定
6. 平成27年 8月1日一部改定
7. 平成29年11月1日一部改定
8. 平成30年 2月1日一部改定
9. 令和 2年 1月1日一部改定
10. 令和 3年 9月1日一部改定
11. 令和 4年 2月1日一部改定
12. 令和 4年 3月1日一部改定
13. 令和 4年 4月1日一部改定
14. 令和 4年 8月1日一部改定
15. 令和 6年 4月1日一部改定